

投資信託説明書（交付目論見書）

2011年6月25日

MHAM物価連動国債ファンド

追加型投信／国内／債券

愛称：未来予想



- この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「MHAM物価連動国債ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成23年6月24日に関東財務局長に提出しており、平成23年6月25日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします（交付方法は、販売会社によって異なる場合があります。）。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようしてください。
- 当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。
- 当ファンドは、ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認します。当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

委託会社〔ファンドの運用の指図を行う者〕

みずほ投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第398号
設立年月日	1964年5月26日
資本金	20億4,560万円(2011年3月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	2兆1,051億円(2011年3月末現在)

受託会社〔ファンドの財産の保管及び管理を行う者〕

みずほ信託銀行株式会社

ファンドに関する照会先

みずほ投信投資顧問株式会社

〔電話番号〕0120-324-431

※ 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

〔ホームページアドレス〕<http://www.mizuho-am.co.jp/>

商品分類及び属性区分

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型投信	国内	債券	その他資産（投資信託証券）*	年2回	日本	ファミリー ファンド

※投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・公債」です。

◆商品分類及び属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主として「MHAM物価連動国債マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)を通じて、わが国の物価連動国債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

I. わが国の物価連動国債を主要投資対象とします。

- ◆長期的に、物価の動きに追随する投資成果を目指して運用を行います。
- ◆物価の上昇から“ファンドの実質的な資産価値”を守ることを目指します。

物価連動国債とは

元金額や利払額が、物価の動きに連動して増減する国債です。

- ✓ 物価連動国債の発行後に物価が上昇すれば、その上昇率に応じて元金額が増加します。
- ✓ 物価連動国債の発行後に物価が下落すれば、その下落率に応じて元金額が減少します。
- ⇒ 増減後の元金額を以下「想定元金額」といいます。

償還（満期）までの期間は10年で、その間、利払いは年2回行われます。

- ✓ 偿還額は、償還までの物価の変動に応じて決まる「償還時点での想定元金額」となります。
(途中売却時の元金額および償還額の元本保証はありません。)
- ✓ 表面利率は発行時に固定されていますが、半年毎の「各利払い時点での想定元金額」に表面利率を乗じて毎回の利払額が算出されるため、物価の変動に応じて、利払額も変動します。

基準となる物価は、「全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）」です。

- ✓ 「全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）」は、総務省により毎月公表されています。

譲渡制限の規定があるため、個人投資家などは購入できません。

※ 物価連動国債の発行形態の多様化により、償還期限などの発行条件等は変更になる場合があります。
※ 上記の譲渡制限の規定は平成23年3月31日現在のものであり、法令が変更になった場合等には変更される場合があります。



当ファンドでは、個人や一般の企業（事業法人など）が、直接購入することができない『物価連動国債』を、ファンドに組み入れることで、投資者の皆さんに“物価連動国債への投資機会”を提供します。

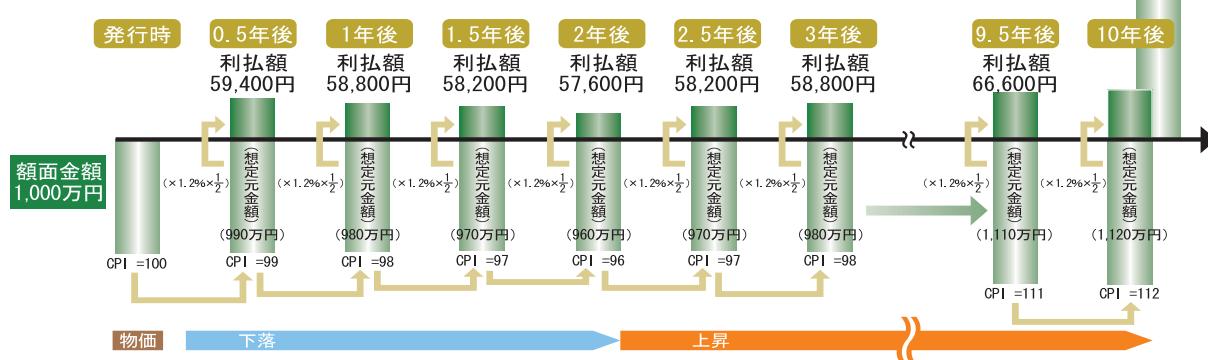
物価連動国債の想定元金額／利払額／償還額のイメージ（図）

発行後2年間は物価が下落し、その後は上昇し、償還時の物価が発行時を上回った場合

〈仮定〉
・額面金額1,000万円、表面利率1.2%
・10年満期（償還までの期間は10年）
・全国消費者物価指数（以下「CPI」といいます。）は発行時を100ポイントとして年間2ポイント下落／上昇

計算式
$$\text{利払額} = \text{額面金額} \times \frac{\text{利払時のCPI}}{\text{発行時のCPI}} \times \text{表面利率} \times \frac{1}{2}$$

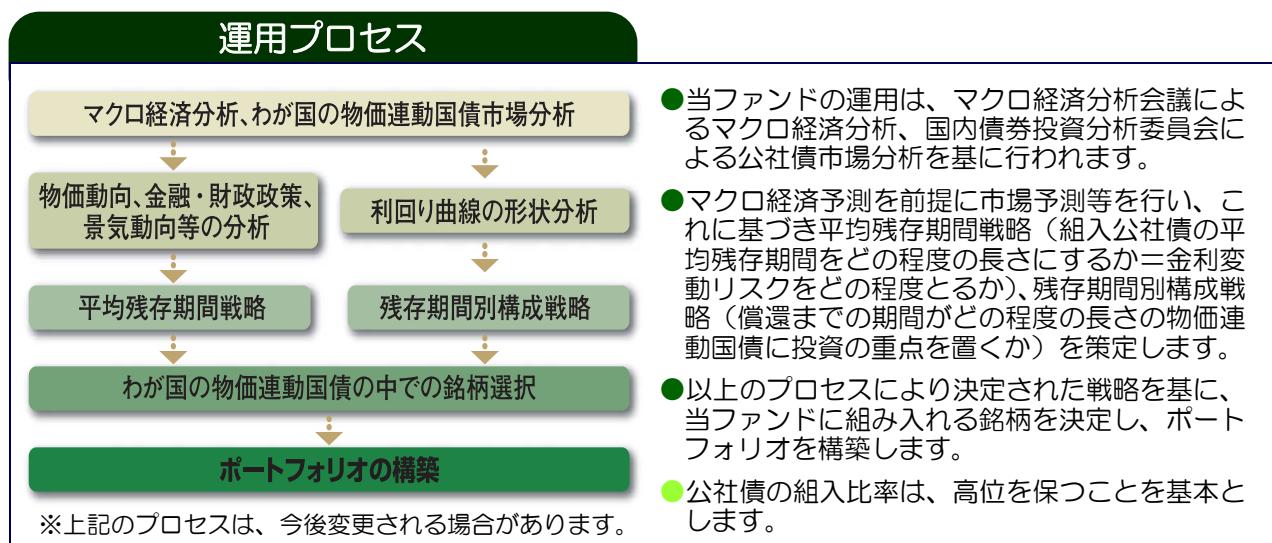
償還額
1,120万円
+
利払額
67,200円



※ 上記のイメージ（図）は、物価連動国債の特性を説明するために、物価連動国債の表面利率と全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）の上昇・下落等について一定の仮定を置いて作成したものであり、当ファンドの利回りならびに運用成果を予想あるいは保証するものではありません。なお、償還時の物価が発行時の物価を下回っている場合には、償還額は額面金額を下回ります。

Ⅱ. 物価連動国債を中心とする組入公社債の平均残存期間は、7年±3年程度とすることを基本とします。

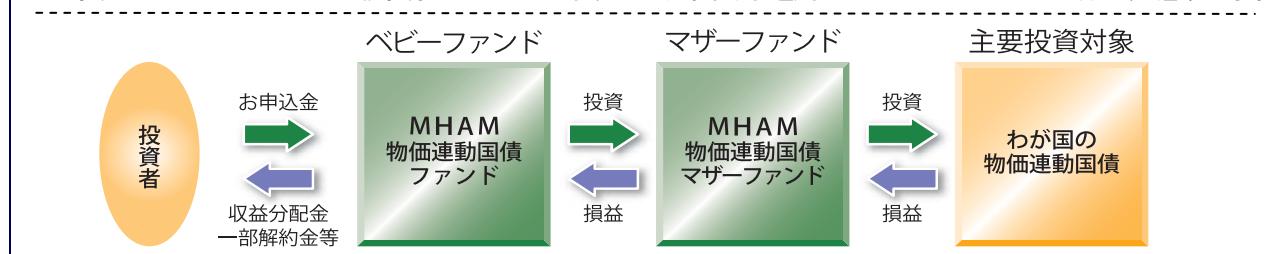
*物価連動国債は平成20年を最後に新規発行が中断されています（平成23年3月31日現在）。今後の物価連動国債の新規発行計画次第では、上記の平均残存期間の範囲に沿った運用が困難となる場合があります。



- ◆「MHAM物価連動国債マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式について

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



Ⅲ. 年2回の決算時（原則として3月25日および9月25日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として、利子収入相当分を中心に、安定した収益分配を目指します。

■ 分配方針

- ◆ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ◆ 分配金額は、上記の分配対象収益の範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ◆ 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

■ 主な投資制限

株式	株式への投資は、転換社債等の転換等により取得するものに限り、かつ、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投資信託証券	投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への投資は行いません。
デリバティブ取引	デリバティブ取引を利用することができます。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、わが国の公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。** ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さんに帰属します。

物価変動リスク

物価の下落は、物価連動国債の元金額や利払額を減少させるため、当ファンドが投資する物価連動国債の価格にマイナスの影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、将来の物価変動に対する市場予想の変動も、物価連動国債の市場価格に影響を及ぼします。なお、物価連動国債の元金額や利払額の増減の基準となる物価としては、各時点の約3ヵ月前の全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）が用いられるため、直近の物価変動が物価連動国債の元金額や利払額に反映されるのは、約3ヵ月後となります。

金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する物価連動国債等の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

流動性リスク

当ファンドが投資する物価連動国債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「信用リスク」、「ファミリーファンド方式で運用する影響」などがあります。

その他の留意点

- ◆ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・ 収益分配金の支払いは、ファンドの純資産総額（信託財産）から行われますので、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
 - ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合があります。
 - ・ 投資者の購入価額（個別元本の状況）によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。

リスクの管理体制

リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに運用実績の分析・評価を実施し、法務・コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、それぞれ必要に応じて提言等を行います。一方、トレーディング部門は売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。これらのリスク管理の結果はリスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

※上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

3 運用実績

(2011年3月31日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額および基準価額(分配金再投資ベース)は、信託報酬控除後の値です。(以下同じ。)

※基準価額(分配金再投資ベース)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。(以下同じ。)

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2011年3月	35円
2010年9月	35円
2010年3月	35円
2009年9月	35円
2009年3月	35円
設定来累計	455円

設定来 : 2004年6月1日以降

主要な資産の状況

※各比率は実質的な組入比率です。組入比率は純資産総額に対する比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

<資産の組入比率>

資産の種類	国内／外国	比率(%)
債券	国内	96.8
現金・預金・その他の資産		3.2
合 計		100.0

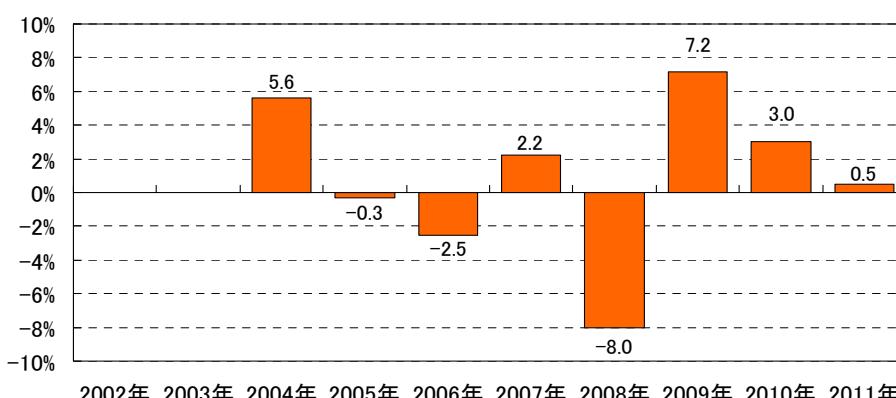
<債券の残存期間別組入比率>

残存年数	比率(%)
1年未満	0.0
1年以上 3年末満	8.5
3年以上 7年末満	51.3
7年以上10年末満	37.0
10年以上	0.0

<組入銘柄>

順位	銘柄名	種類(種別)	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	第16回利付国債(物価連動・10年)	国債証券	1.4	2018年6月10日	37.0
2	第12回利付国債(物価連動・10年)	国債証券	1.2	2017年6月10日	30.2
3	第1回利付国債(物価連動・10年)	国債証券	1.2	2014年3月10日	8.5
4	第4回利付国債(物価連動・10年)	国債証券	0.5	2015年6月10日	6.1
5	第2回利付国債(物価連動・10年)	国債証券	1.1	2014年6月10日	5.9
6	第3回利付国債(物価連動・10年)	国債証券	0.5	2014年12月10日	4.8
7	第5回利付国債(物価連動・10年)	国債証券	0.8	2015年9月10日	4.3

年間收益率の推移(暦年ベース)



※年間收益率は、基準価額(分配金再投資ベース)をもとに計算したものです。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2004年は設定日(6月1日)から年末までの收益率、2011年は1月から3月末までの收益率を表示しています。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が別に定める単位 ※詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。
換金単位	1万口単位または1口単位 ※換金単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては換金単位を別に設定する場合があります。
換金価額	換金請求受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社の事務手続きが完了したものをお申込みとします。
購入の申込期間	平成23年6月25日から平成24年6月25日まで ※申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	購入申込者の購入申込金額および購入申込総額・換金請求金額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付けを取り消すことがあります。
信託期間	無期限（平成16年6月1日設定）
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者（受益者）の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。 ・この信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	毎年3月25日および9月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの購入方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円を上限とします。
公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.mizuho-am.co.jp/
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に「運用報告書」を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の基準価額に対して、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※平成23年6月24日現在の手数料率の上限は1.05%（税抜1%）です。
信託財産留保額	換金請求受付日の基準価額に対して、0.1%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の信託財産の純資産総額に対し、当ファンドの各計算期間の前計算期間の終了日の前5営業日間におけるわが国の無担保コール翌日物金利（加重平均値）の平均値の水準に応じ、以下に定める率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。なお、平成23年6月24日現在の信託報酬率は、年率0.42%（税抜0.4%）です。 ※運用管理費用は毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払われます。				
	無担保コール翌日物金利 (加重平均値)の平均値	信託報酬率 [年率]	配分		
	0.5%未満の場合	0.420% (税抜0.4%)	0.16275% (税抜0.155%)	0.2205% (税抜0.210%)	0.03675% (税抜0.035%)
	0.5%以上 1%未満の場合	0.525% (税抜0.5%)	0.22050% (税抜0.210%)	0.2625% (税抜0.250%)	0.04200% (税抜0.040%)

その他の費用 手数料	以下のようないくつかの費用等が投資者の保有期間中、そのつど（監査費用は日々）かかります。 信託財産に関する租税／監査費用／信託事務の処理に要する諸費用／外国における資産の保管等に要する費用／資金の借入れを行った際の当該借入金の利息／組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引等に要する費用 等 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等（上限額等を含む）を表示することができません。
---------------	---

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して10%

※上記は、平成23年3月31日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

みずほ投信投資顧問株式会社

Mizuho Asset Management Co., Ltd.